

国税徴収法第95条の規定に基づき、差押財産を公売することを公告し、及び国税徴収法第99条の規定に基づき、見積価額を公告します。

平成27年10月30日

京都市長 門川 大作

1 公売（入札）参加申込期間

平成27年11月5日午後1時から同月19日午後11時まで

（ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システムのシステムメンテナンス等の期間を除く。）

2 公売（入札）期間

平成27年11月27日午後1時から同年12月4日午後1時まで

（ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システムのシステムメンテナンス等の期間を除く。）

3 公売の場所

ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システム上

4 公売の方法

期間入札

5 売却決定の日時

平成27年12月11日午前10時

6 売却決定の場所

京都市行財政局税務部収納対策課

7 買受代金の納付期限

平成27年12月16日午後2時30分

8 買受人の資格その他の要件

国税徴収法第92条及び第108条第1項該当者は、買受人となることはできません。

9 公売財産上の質権者、抵当権者等の権利内容

公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受け取ることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出てください。

10 公売財産の表示、公売保証金額及び見積価額

別紙のとおり

11 その他事項

- (1) 公売財産の入札に参加をしようとする者（以下「入札者等」という。）は、公売参加申込期間に所定の公売参加申込手続が必要です。
- (2) 公売保証金の納付は、自己名義などのクレジットカードによる納付によるものとします。ただし、本市では、「公売参加者がヤフー株式会社に対して、クレジットカードによる公売保証金納付および返還事務に関する代理権の付与並びにクレジットカードによる請求処理をヤフー株式会社の必要によって第三者へ委託し、公売保証金取り扱い事務に必要な範囲で公売参加申込者の個人情報^をを当該委託先へ開示することの承諾およびインターネット公売が終了し、公売保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意していること」を条件としたヤフー株式会社を代理とするクレジットカードによる納付に限るものとします。
- (3) 見積価額以上の入札者のうち最高価額の者を最高価申込者と決定し、売却決定を行います。また、見積価額以上で最高の価額の入札者が二人以上ある場合、追加入札は開札の日に開札に引き続いて期日入札の方法により行います。

なお、最高価申込者の決定にあたっては、最高価申込者のYahoo! JAPAN IDを最高価申込者の氏名（名称）とみなします。
- (4) 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。公売財産に係る危険負担は、買受代金の全額が納付されたときに買受人に移転しますので、取得後の毀損、焼失等による損害の負担は買受人が負います。

なお、公売財産の引渡しは、買受代金納付時の現況有姿で行います。
- (5) 公売財産の権利移転に伴う登録免許税その他の費用は、買受人の負担となります。
- (6) 本市は公売物件について瑕疵担保責任を負いません。
- (7) 落札された公売物件は、いかなる理由があっても返品できません。
- (8) 物件の詳細を記載した公売広報は、行財政局税務部収納対策課及び各税務センターに備え付けています。
- (9) ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システム等の不具合等により公売を中止することがあります。
- (10) 入札者等が自己に関わる情報等を第三者に知られ、もしくは不正に使用される等により損害を受けた場合、本市は何ら補償しません。
- (11) その他については、京都市インターネット公売ガイドラインによります。

なお、その内容については、行財政局税務部収納対策課のホームページで閲覧することができます。

公売財産の表示、公売保証金額及び見積価額について

1 売却区分

行財6

2 見積価額

720,000円

3 公売保証金

80,000円

4 公売財産の表示

(1) 土地

所 在 京都市伏見区景勝町

地 番 56番16

地 目 宅地

地 積 43.83㎡

(2) 建物

所 在 京都市伏見区景勝町 56番地16

家屋番号 56番16

種 類 居宅

構 造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建

床面積 1階 43.40㎡

2階 44.20㎡

以上登記簿による表示

5 公売財産の概要

- (1) 公売財産は、近鉄京都線「伏見」駅から南西方へ約0.8km（道路距離）に位置する。
- (2) 公売財産(1)は、間口（西側）約6.7m、奥行約6.8mのほぼ正方形地であり、西側が幅員約3.3mの舗装私道（建築基準法上の道路でない）に等高に接面し、公売財産(2)の敷地として利用されている。
- (3) 公売財産(1)は、現地測定による概測の結果、登記簿数量と比べ約4%の縄のびが認められる。

- (4) 公売財産(1)は、古地図等調査結果、公的資料等調査結果及び隣接地等調査結果からは土壌汚染の可能性は否定できないと推定する。
- (5) 公売財産(2)の実際使用建蔽率は90%を超えており、基準建蔽率60%を超過している。
- (6) 公売財産(2)の建築時期は昭和53年7月頃であるが、経年以上の摩滅・破損が認められる。また、維持管理の状態は不良である。
- (7) 公売財産(2)の目視調査においてアスベスト含有吹付け材の使用箇所は確認できなかったが、竣工時期から、鉄骨部の耐火被覆等の目的でアスベスト含有吹付け材を使用している可能性は否定できない。

6 法的規制, 利用状況等

- (1) 準工業地域, 指定建蔽率60% (用途地域による), 指定容積率200%, 20m 第三種高度地区, 日影規制 (二), 準防火地域, 町並み型建造物修景地区, 屋外広告物第6種地域
- (2) 公売財産(2)のバルコニー及び屋根の一部が西側私道に越境しているが、越境に関する覚書等の有無は不明である。
- (3) 公売財産(2)は平成27年7月現在, 空き家であるが, 動産等が残置されている。

7 その他公売条件

- (1) 境界の確定は, 隣接地所有者と行ってください。
- (2) 公売財産内の動産等の処理は, 所有者等と協議してください。

※ 問合せ先 京都市行財政局税務部収納対策課
TEL (075) 213-5215

(行財政局税務部収納対策課)